

(様式第1号)

平成25年度 第2回芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会 会議録

日 時	平成25年7月19日(金) 13:00~15:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出 席 者	委員 長 大方 美香 副委員 長 寺見 陽子 委 員 下岡 きみ代 委 員 金光 文代 委 員 山本 眞 委 員 飯田 眞美 委 員 有馬 直美 委 員 津村 直行 委 員 伊田 義信 欠席委員 安里 知陽 藤原 寛子 英 真希子 半田 孝代 末谷 満  事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども政策課主幹 高橋 弘美 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰
事 務 局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公 開
傍 聴 者 数	17人

1 会議次第

<開会>

- (1)開会の挨拶
- (2)会議運営上の説明

<議題>

- (1)芦屋市の保育所と幼稚園における現状・課題と取組
  - ・前回の振り返り
  - ・待機児童解消加速化プラン
  - ・認定こども園
  - ・子ども・子育て関連3法が目指す教育・保育の姿
- (2)その他連絡事項

< 閉会 >

閉会の挨拶

## 2 提出資料

- 資料1 子ども・子育て関連3法が目指す教育・保育の姿（イメージ）
- 資料2 統計データからみる芦屋市の保育所と幼稚園における現状
- 資料3 芦屋市の保育所・幼稚園における現状・課題と取組
- 資料4 他市における待機児童対策の主な取組例及び待機児童解消加速化プランの支援パッケージ
- 資料5 芦屋市から就学前児童の教育・保育に関する調査 ご協力をお願い（芦屋市内認可外保育所アンケート調査票）
- 資料6 保育所と幼稚園と認定こども園との比較表
- 資料7 芦屋市就学前児童（0～5歳）将来人口推計報告書

## 3 審議経過

< 開会 >

### （1）開会の挨拶

（事務局）定刻になりましたので、ただ今より第2回芦屋市子ども・子育て支援新制度検討委員会を開催させていただきます。前回第1回目から1ヵ月半が経ちました。その間に市議会も終了し、新制度に対応する芦屋市子ども・子育て会議条例が無事可決されましたので、ここで報告させていただきます。この委員会では新しい会議に向けた取り組みの前段として、25年度・26年度の就学前児童のあり方について考えていきたいと思っております。前回、話題になりました保育所の待機児童のことですが、新制度を円滑にスタートさせるためにも、今の待機児童の現状を鑑みても待ったなしの状態になっております。今回はこの点に重点をおいて議論したいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいいたします。それでは早速委員長に進行をお願いしたいと思います。

### （2）会議運営上の説明

（委員長）2回目の会議となりますが、前回たくさんのご意見を拝聴いたしました。それを引き継ぎながら、特に待機児童の現状について意見を願いいいたします。議事に入る前に会議の運営上のご説明を事務局からお願いできますでしょうか。

【事務局より会議の運営等について説明】

< 議事 >

### （1）芦屋市の保育所と幼稚園における現状・課題と取組

（委員長）次第に沿って進めていきたいと思っております。1つ目の芦屋市の保育所と幼稚園における現状・課題と取組です。資料を含めまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局より資料説明】

- ( 委員長 ) ありがとうございます。分かりにくい点がございましたら、先に質問をお願いします。資料4にあたる場所ですが、待機児童解消加速化プランの支援パッケージは子ども・子育て会議が国で始まって、横浜のことも含め、この待機児童の問題が、市民の方々から加速化し、国としても取り上げ、全都道府県市町村で先にこの待機児童を解消しなさいということでプランが通達として下りてきたという現状です。先ほどの認可保育園を誘致優先させていただいた点で、今度は株式会社も含めてということで慎重な議論も必要です。かといって、すぐに対応するにはどうするかという説明もありました。どうぞ皆様からのご意見をお願いいたします。
- ( 山本委員 ) 私立幼稚園が4園芦屋にあります。長時間の預かり保育はすべての施設で行っているわけではありません。今、一番長い所で、14時過ぎから18時までです。朝の時間もあると、利用されたい人もいらっしゃるのではと思いますが、それを行うには施設的に限界です。大きな支援があるならばまた考えられますが、そうすると、今度は認定こども園になってしまいます。もう1つは、0、1、2歳児にまでも実施するということは、私立幼稚園4園とも厳しいと考えていると思います。3歳以上または2歳児まででも、毎日というわけにはいかず、週1、2で行っていましたが、それが限界です。これは、認定こども園の話で出てくるかと思いますが、大至急待機児童を解消するというには幼稚園の方ではつながらないと思います。
- ( 委員長 ) いきなり今までにない乳幼児を預かるとなると、教育的なことや設備の問題、人の問題もあります。他にもご意見をお願いします。
- ( 下岡委員 ) 株式会社の参入についてですが、今説明していただいた形で法人化をしない限り、芦屋市では受け入れないということは確認しているということによろしいでしょうか。株式会社の良いところもたくさんあるでしょうし、決して全て「株式会社」と付いたから否定しているわけではありませんが、今まで芦屋の中では私立も法人化されているので、もしここを飛び越えるということは、すごく大きな階段を上ることになってしまうので確認をしたいと思いますがいかがでしょうか。
- ( 事務局 ) 法人格をもっている、例えば株式会社、そしてNPO法人も最近子育て支援の分野に参入されていますので、一定の基準、あるいは保育室の内容は考えていかなければなりません。この法人格としては認めていこうと考えております。
- ( 下岡委員 ) 法人格にしていけるならば、ということでしょうか。法人格を認めていくとは。
- ( 事務局 ) 法人格と認めてられているものについての参入は認めていくということです。
- ( 山本委員 ) それは社会福祉法人という意味ですか。
- ( 事務局 ) 社会福祉法人ではありません。
- ( 下岡委員 ) 株式会社も含めて法人格は認めていくということですよ。個人立ではないという意味ですね。そこについては議論が必要であると思います。
- ( 飯田委員 ) 今、話をお聞きして、論点が2本立てで話が進むことになるかと理解しました。待機児童の緊急プランと一方では、こども園構想につながるような話、それは将来のあるべき姿に持っていくということで2本立てになっています。この会議では、両方一度に議論するのか、どのように進めるのかという質問です。そしてもう1つ、緊急の課題の待機児童解消について、いろいろと拡充していくという中で、最低基準をどうされていくのかということは今聞いていて疑問に思いました。
- ( 事務局 ) この検討委員会の目指すべきものということなんですけれども、もちろん就学

前児童の子どもたちのことを考える。それは将来のあるべき姿も視野に入れて、子ども・子育て会議につながるようにしたいです。しかし、先ほどから出ていますように、この待機児童の問題を解消しないことには就学前児童の子どもたちが、一体どういった所でどのように学び、育っていけばよいのかということを具体的にお示しできず、将来の姿だけを描いては現状が解決していかないということで、待機児童の件を今回取り上げさせていただきました。一旦ここで待機児童解消プランについて一定の方向性を見つけた上で、次の子ども・子育て会議には、このメンバーの方も移行していただきますので、そこであるべき将来の姿を検討していきたいと思います。基準につきましては、国のプランから芦屋市らしさに組み替えていかなければなりません、補助の対象になる待機児童解消加速化プランには、やはり国が決めた一定の基準がございます。認可にも認可外にも基準がございますので、それは守っていきたくて考えております。

(下岡委員) 認可外の基準とは、どのような基準でしょうか。

(事務局) 認可外保育施設の中にも1つの基準があり、特定認可外施設という基準がございます。それは認定こども園にも移行できるという基準で、保育士あるいはスタッフの確保や部屋の面積、調理室といった最低基準を設けていますが、それを満たしているものが、認可外あるいは小規模の中でも認可外施設に準じると国が定めていますので、それを踏襲していきたくて思います。

(津村委員) 今いる待機児童を新制度がスタートする以前に一定保育の場所を確保する必要があるという中、国が示した5つのプランで本市において取り組めるものはどれか、これが先ほどの事務局の説明です。先ほどおっしゃった認可保育所を株式会社も含めて認めていくのかという議論、将来的な議論とは分けて、ここで議論する必要があると思います。確かに、国でも法が改正されており、株式会社でも認可保育所になることが可能です。現在の待機児童の状況で非常に特徴的な点は、育児休業明けの1歳がふくらんでいます。これまで本市では0～5歳という枠で認可保育所の誘致をしてきましたが、それを今後も継続していくとなると、1歳は入るけれども、3、4、5歳は空白の施設ができてしまいます。これは非常に非効率で、法人としても運営をしていけないとなると、今の1歳の多い待機児童を一時的に確保する場所を造るという意味で、先ほど事務局が提案した小規模の保育事業所を年限を切った形で認めていきたい。これについては、株式会社もちろんNPOも含めてのものです。また、認可外保育所は現在ほとんど株式会社です。そこが、認可を目指したいという場合については、待機児童がいる間は市として拒否ができない状態になります。あくまで認可保育所への移行を希望する認可外保育所については、基本的に待機児童を一時的に預かっていただく場所として利用することを考えたいと思います。これが25年、26年の即効性のある計画ではないかということが、事務局が説明した内容であります。株式会社の認可を認めるか否かという議論とは少し違うと思います。もう一つ、具体的事例の保育所は社会福祉法人格をとって認可保育所への移行を希望されているということです。

(委員長) ここは検討会議であり、まだ子ども・子育て会議ではありません。この会議はその前段として位置づけられています。条例が可決されたので、この会議がそのままは事務局、芦屋市がどう考えるかなんですけれども、今後会議が設置されていく中、事務局からの提案をここで検討し、事務局にお渡しするということになりますので、決定機関というわけではありません。しかし、今言っていたい

たように、ここでしっかりと区分するというのを検討委員会で決定しておかなければ、なんとなく決定したということが残ってしまうと、それはそのまま移行してしまう可能性もあります。そのことも含めてご心配されていると思いますが、27年に向けて国も動いていますが、その前に前倒しとして待機児童のことを先にやりなさい、現状解決が先というのが指示なので、それにどうするのかということであり、一旦期限を決めるならば、27年まででその後様子をみて継続するのかということとは、再度議論する必要があります。キリをつけるとはおっしゃっていませんのでこの検討委員会でご意見を拝聴できたらよいと思います。今すぐに保育所に入れなくて困ってらっしゃる方が芦屋市にゼロではないということが現実ですから、芦屋市の場合地域性もあります。昔から地域型保育事業があり、いわゆる居宅訪問型事業という、これもまだきちんと子ども・子育て会議で出ておりませんが、連携型がクローズアップされていますが、もう一方では地域型の保育事業として居宅訪問も出てきます。芦屋市はどちらかといえばベビーシッターや居宅訪問を早くから実施されている地域が多いので、経済的余裕があって利用される方は利用されているのです。その上での待機児童だということは、本当に訪問型を利用するのではなく就労支援も含めて必要だという方だと思いますので、何とか解決しなければなりません。その必然性は高いと思います。前回、様々なタイプの方がいらっしゃいますし、理由もいろいろですというご意見がありましたが、必然性の高い人かもしれません。そこも含めての議論をしていただきたいと思います。

- (有馬委員) 芦屋市では9園の公立幼稚園があります。そちらでは定員の50%ということでもまだまだ空きがあります。一方、保育園には待機児童がいます。幼稚園での預かり保育が行われていて、保育園にもパートの母親で預けているという方が多く、今まででは預かり保育をしていただけなかったため、やむを得ず預けているというケースも多いと思います。今後、保育園化まではしなくても3年保育が出てきた場合に、今まで保育園に預けていた方が幼稚園に預けたいという方が増えてくるのではないかと思います。もう少し芦屋市の幼稚園を働いているお母さん方に利用できるように考え、バランスを整えていくという方法が一番良いのではないかと思います。すばらしい芦屋市の幼稚園を利用しない手はないと思います。
- (金光委員) 公立幼稚園9園では預かり保育が始まりまして、確かに働いている方も多く利用されるようになりました。その中で、今は16時30分までですが、その時間が長くなれば保育所に行っておられるパートの方々が幼稚園に来られることで、保育所にスペースができ、入所を求めている方が保育所に入れられれば、子どもたちにとっても幸せなことではないかと思います。芦屋市の就学前保育を考えていく上では、公立幼稚園のことを考えていただいて、預かり保育を検討しながら待機児童解消につながるのではないかと思います。ただ、今急がないといけないというときに、何をどのように活用していけば、その待機児童の解消になるかと考えたときに、横浜市や西宮市のプランで空いている部屋を活用されていたり取り組みがありますが、芦屋市としてそのような取り組みがあるのか、もちろん受け入れて下さる組織があるのかなど、いろいろなことが関わってくると思います。芦屋市として、いずれか取り組んでいけるものなのかと思いました。
- (伊田委員) 保育所と認定こども園の比較ということで資料6にも関係することですが、今話題になっています1つが待機児童解消加速化プランの対応、もう1つが将来的なことを見据えた幼稚園の活用といったことが出ていますが、預かり保育を常態

化するということになれば、従来の幼稚園ではなくなります。そこが大きな問題です。長時間預かり保育のような形で就労支援をすれば、そこはすでに幼稚園ではありません。それぞれの担う役割は当然ありますが、その根拠となる部分を確実に押さえていかなければならないと思います。バランスの面から数字をあわせていくという話やスペースを活用するという話だけでは考えられないと思います。大元から議論をしていく必要があると考えています。

(有馬委員)それは、今後詰めていくときに議論されることで、幼稚園は多様化されてきています。幼稚園は16時30分まででフルタイムの人はそこに預けることができないと、そこで幼稚園との区別ができると思います。今までの幼稚園と保育所の隔たりは大きかったと考えられますが、全く同じにはならないと思います。それは今後詰めて議論しなければならないと思います。

(委員長)後半の議論が今後の連携の議論を含めて市全体としては待機児童の解消に向けて今すぐに取り組めることという話でしたが、事務局は、今のご意見をお聞きして何かございますか。

(事務局)幼稚園の保育所化をというご提案ですが、まさにそれは私どもが次に提案したい内容と一致していると思います。子ども・子育て関連3法は幼稚園と保育所を、違うものだけれども限りなく融合していくことが新しい認定こども園という構想になります。幼稚園はあくまでも教育の提供施設であり、預かりは教育施設の中での保育事業であるということから、その保育の部分を親御さんのニーズに合わせてどんどん拡大をしていきますと、これからはそれが認定こども園となります。保育所は保育のみを提供するという0, 1, 2歳の子どもさんに限定されたような器になっていくのかなと思います。そこを市民の方にも理解していただきながら、認定こども園という27年度からの新しい制度をスタートしたいと考えております。認定こども園のイメージや預かり保育に対するご意見は大変貴重なものなので、ぜひご意見をいただければと思います。

(委員長)待機児童のことを一旦集約したいと思います。先ほどから事務局の提案で小規模保育事業など新制度の先取りと認可を目指す認可外保育施設への支援ということがありましたが、1つは私立幼稚園の問題があって、私立幼稚園ではなかなか難しいのではないかとということでしたが、それは条件によって変わるかもしれないし、ここで数値が上がっているわけではありません。しかし、却下するものでもございませんので、それぞれの私立幼稚園で今の現状では難しいのではというご意見を拝聴しながら、現実的に条件によっては考えてよいということで、ここで私たちが決めなくても良いと思います。

(山本委員)基本的には待機児童は0, 1, 2歳児と考えてよろしいですか。そうであれば、私立幼稚園では手が出ませんので、ですから株式会社の話ですとか、どうかしなければということとは喫緊のことですので。

(委員長)私立にお願いするとなると何が必要になりますか。

(山本委員)部屋等の設備です。人はどうにかかりますが、やはり0, 1, 2歳の場合は部屋に始まり、様々なものが全て必要となります。私立幼稚園ではとても考えられません。

(委員長)例えば分園のような形で、マンションなどを借りて運営を私立幼稚園が行うということはどうでしょう。

(山本委員)それは正直ノウハウがありません。今までは教育主体として行ってきていますから、下手に手を出さない方がいいと思います。

- (事務局) 芦屋市の私立幼稚園は4園独自の教育方針で、長い歴史をもち、3歳児保育を続けられています。この新制度で岐路に立たれていると思います。私どもは0, 1, 2歳の保育ということも考えていますが、3, 4, 5歳をこれからどのようところで教育していくかということも大きな課題です。公立幼稚園もありますし、認定こども園という構想を抜かすには考えられませんので、その中での私立幼稚園という立場をどう生かしていくのかということとは大きな課題であると思います。それは私立幼稚園の方のご意見をお聞きしたいです。
- (委員長) すでに議論にあがっている株式会社を含めた法人の参入ですが、27年度までの速やかな緊急対応としてそういうことを考えていくのは致し方なく、必要なことであるということが皆さんの概ねのご意見だと思えますが、ただ、27年度以降の幼保連携のことと、株式会社の話と混ざってしまわないように、もう一度考えるということでこの会議での方向性が見出せていると思います。
- (下岡委員) 0, 1, 2歳については、本当に切実な方を目の前で見ているので、こういう方法で致し方ないと思えますし、これがいい形になっていけば一番いいなと思えます。しかし、0, 1, 2歳を受け入れるということは、その子どもたちがいずれ3歳, 4歳になっていくときに、保育所機能をもっているところに預けていた親御さんが、3歳以上になり、幼稚園がたくさんあるからといって、例えば保育所からスタートした親御さんがそこから分かれていくときに、警報が出ても休みのない保育所、何名インフルエンザが出ても学級閉鎖はない保育所など保育所のシステム、典型的な保育所と幼稚園との違いを、喫緊で受け入れた子どもたちがいずれは大きくなっていくことを考えておかなければ、その部分も分かっているだけに、今とりあえず入れて後のことは知らないというわけにはいかないと思います。
- (委員長) 入所する時にはよく分からずに、とにかく入れた、ありがたいという気持ちだけで行かれると思います。そこでもっといろいろな選択肢があるということ将来に向けて情報提供をしていかなければならないと思います。芦屋は特にいろいろな意味で、幼稚園の長い歴史があり、働き方の多様性もあります。
- (下岡委員) 子どもが大きくなって2人目ができると、上の子と下の子の保育環境が違うということにお母さん方が耐えられるかという問題があります。また、お母さん方の主張もどうなっていくのかということもあります。
- (山本委員) 上の子と下の子の保育環境が違うということは現実にあります。
- (下岡委員) 預かり保育をしている保育士の方が保育所にお子さんを預けているという現実もあります。もっと早い時間から預かり保育をするとすると、その保育士の方はもっと早い時間に保育所に預けなければならず、もっと夜遅くに迎えに来るという状態になりますね。
- (委員長) 事務局へ質問です。0, 1, 2歳のみの保育を委託、参入を認めるのでしょうか。
- (事務局) 西宮市の家庭的保育の実状を見てきましたが、そこでは0, 1, 2歳が一番適した年齢構成かなと思います。
- (飯田委員) 今0, 1, 2歳で待機している方は家庭にお母さんがいるお家ではありません。フルタイムで働かれているか、本当に必要とされている方なので、そこを保育所として緊急に受け入れると3歳にすぐなります。そして、3歳児の受け皿が同じ時間帯でないと、公立幼稚園しか空いてないので、そちらに行ってくださいとは今はいかない状況なので、ゆっくり将来の話を考えましょうという話でもない

思います。27年度までできるのであれば、27年度、28年度にはもう3歳になる子がわっと流れるので、その時点で受け入れる体制をとっておかなければ、現状でも2歳から3歳に上がる時に非常に厳しい現状があります。その現実が大きくなってしまおうという懸念があります。

- (津村委員) 一定施設を整備するとなりますと、整備に要する期間が必要です。今回、緊急的な措置といっても年限を切らざるを得ません。加えて、このような制度を取り入れている例えば東京は、3歳児以降の受け皿は確約できませんということを入所の時におっしゃっているようです。そのぐらいの緊急的な措置です。しかし、3歳児以降を確約できないとは私たちは現実的に言えるわけではありませんので、そのような時間を一定確保しながら受け皿を整備していきたいということです。今すぐ発表して受け入れられるわけではありませんし、当然、受け皿としての整備をしていくということです。3歳になるまでは何とか確保していただきながら、その間に受け皿の整備をしていこうということです。
- (委員長) そのことも含めて事務局と再考していただきたいと思います。それでは次に認定こども園について報告があがっていますので、事務局よりお願いいたします。

#### 【事務局から資料6の説明】

- (委員長) かなり具体的なことをおっしゃっていると思いますので、ぜひご意見をいただきたいと思います。この子ども・子育て会議は、消費税が上がらなければうまく運用できないという前提がございます。それと並行して動いているということなので、会議としてもどちらを向けばいいのか分からない状態ですが、ただ、可決されたときには27年はすぐにやってくるので、考えておかなければならない課題でもあります。いろいろな子ども会議で制度のことだけが議論されていますが、実際にこの連携型を行っている所に関わっていましたが、実践ベースではカリキュラムについての議論をきちんとしておかなければ、1日の流れ、家庭の問題、PTAも保育所の方は参加できないといった保護者の関係性など、具体的な課題がたくさんあります。できれば芦屋市では、できるだけ早くカリキュラムを未来に向けて議論していただきたいです。
- (山本委員) 私立は兵庫県が全国で一番多いのですが、私も認定こども園をしていらっしゃる方の話を聞きますと、今の制度ではなかなか大変だという話です。幼稚園と保育園の両方の動きをしなければならぬので難しいようです。そして、新しい新制度での認定こども園は、今まで兵庫県で進めてきた認定こども園とは少し違うということでどうなるのかが見えてきません。現実的に、費用はどうなるのか、カリキュラムはどうなるのか、今までPTAで行ってきたことはどうなるのか、全て変わってくるのです。単に施設に補助金が出て、このようになるのであれば、これだけのことがつきますからといくら言われても現実問題として、実際に子どもたちを預かっている者としてはどうなっていくのか分からない。正直なところそこで困っています。7月31日に認定こども園の新制度について勉強会を行いますが、行政の方も良く見えてらっしゃらないでしょう、一緒に考えましょうとお誘いしているところです。
- (伊田委員) 比較表でまとめられていますが、今回のこの改正の中では大きな変革期にあたり、実際の具体的な先が見えず、現状ある幼稚園や保育園であればわかるのですが、認定こども園も形としては望ましい形があってスタートしたにも関わらず、

広がりが少ない，また，実践面での困難が多いといったあたりをもう少し明らかにした上でここに加えていただき，話を土台にのせていく必要はあると思います。制度が変わる時には，その制度の話になりがちであることと，図式的に合わせていくということにはなりません，実際に子どもたちや保護者にとって毎日の生活がベースにあって，そして，幼稚園，保育所，認定こども園においても実践が中心になった時に，認定こども園になった時にどうなるのか，例えば認定こども園になれば，教育委員会の所管ではないといったことも含めて，今の具体的な課題についてもう少し説明いただければと思います。

(事務局) 認定こども園について，資料で分かり得る範囲で説明いたします。認定こども園につきましては，そもそも総合こども園構想があり，また認定こども園法ということも昔から法律としてあります。認定こども園は教育基本法上の法律に定める学校ではありますが，児童福祉施設でもあるという両方の性格を兼ね備えているものです。この認定こども園はどなたが利用できるかと言いますと，3歳児以上のお子さんであればどなたでも利用できます。申し込みということが新制度になったときに発生しますが，就学前児童のおさんは，施設型給付という新制度の枠の中に入った施設を利用される場合には，市役所の窓口に行って申請をして認定を受けるという作業があります。その中で1つ例外になるのが，ブランド幼稚園といった給付の枠の中に入らない，一定の教育理念の下で国・県の定めた補助金を必ず受けるというルールには則らず，自分たちが生徒を選び，生徒たちの教育を築いていくという幼稚園は含まれません。ただ，一般的には幼稚園・保育園・認定こども園は市役所が一元的に窓口となって利用していただくということです。認定こども園のメリットは，親の働いている姿に関わらず誰でも利用できるということ。そして，整備が整えば，自分たちの身近な施設を利用することができます。例えば，保育園と幼稚園に分かれて預けていた方が，合わせて認定こども園に通い，小学校に上がるまでそこで学び育ち，地域での子育てが一貫したものになります。また，認定こども園に義務付けられていることが地域における子育て支援拠点というものなので，そこに認定こども園を利用されない親御さんも利用でき，子育て相談や一緒にお庭で遊んだり，その部屋の1つで親御さん同士が話し合ったり，そのような拠点になります。認定こども園が1つ整備されることによって，その地域の核になることでその地域の子どもさんが利用することができるということです。課題として考えられることは料金の設定だだと思います。国は利用料金がどうなるかを提示しておりません。当然公立幼稚園，私立幼稚園や認可保育所に準じた額になっていくとは思いますが，そこで保育を必要とするか否かで料金が分かれます。また，いずれ保育時間の設定ができるとそこでも料金が分かれるということで，同じ建物の中で過ごしている子どもたちも利用する時間は段階的に違うということ。利用料金はそれぞれのご家庭によって違うということが考えられます。ただ，子どもの育ちに関しては問題ないと思います。具体的な教育方法ですが，今までは保育所については保育要領に基づいて，幼稚園については幼稚園の教育要領に基づいて全て指針が決められていたわけですが，それが統合されるということなので，大きな目で見れば同じですが，細かい規定で行くと今までの意識では務まりませんし，どちらかを優先しても新しい認定こども園像にもなりません。その統一感は親御さんにも必要だと思います。親同士が融合して話し合いをして，協力をしていかないとはやはり新しい認定こども園はできないのではないかと思います。

(委員長) 国が示さないのではっきりと言い難いものです。芦屋市として、今後認定こども園を進めていこうとしているのかモデル園として進めようとしているのか、そこはニーズ調査で変わってくるものだと思います。幼稚園も保育所もそれぞれがんばってきた歴史もございますし、それを融合するとなると荒治療となりますのでしっかり考えなければなりません。モデルとして拠点を作るのか、財政がないからそうせざるを得ないのかということは、今後の子ども会議で議論されるでしょう。その要望は市町村で全く違うと思いますので、そこは事務局でご相談いただいたほうが良いと思います。もう1つ事務局からご提案があるということなので、お願いします。

#### 【事務局から資料1についての説明】

(委員長) 27年度以降に向けて子ども会議ができたときにはこのようなことも含めて議論するというご提案でしたが、このイメージ図はご理解いただけましたでしょうか。

(副委員長) 私は現場をもっているわけではありませんが、それぞれみなさんが文化と歴史をもって、今まで培ってきたことを崩すということがどれだけ大変なことであろうと感じていました。ただ、今回は待機児童の解消なので、「軒先貸して母屋をのっとる」という言葉がありますが、待機児童の解消が「軒先」にならないように全体的な見通しを持っておいた方が良いと思います。子どもが減ってきて、子育て能力が低下してきている中で芦屋がどうであるかは分かりませんが、芦屋市という地域が子育てをどのように支え、どのように再興させていくかが大事だと思います。いろいろなことを行ってもすぐに解消できるとは思えないという現実の中で、1歩踏み出すということがどういうことを考えなければなりません。いくつか質問がありますが、認定こども園はこれから作られますか。また行政的にはそこを1本化するという方向でしょうか。

(津村委員) 認定こども園をどうして行くのかということについては、これは整備する必要があると考えています。国の待機児童の解消や認定こども園、教育のあり方ということに一概に全て支持するわけではありませんが、一定整備していく必要があると思います。組織的なものについては、27年度を見据えた形で幼稚園はそのまま残り、いわゆる幼稚園にかかるカリキュラムについては教育委員会が持つ権限にございますので、そこをどう分けていくかという難しい部分は残りますが、管理を含めた部分を一体化していこうと思います。今回は先駆けでございまして、カリキュラムを含む部分を国が出すだろうと思いますが、それを受けて市としてどう考えていくのかということは、今まで保育所が培ってきたもの、教育委員会が培ってきたものを加えて一緒に共有していく必要があります。組織は流動的に変わっていくだろうと思います。

(副委員長) 待機児童を解消するにあたって、家庭的保育を取り組むことと、認可外施設を認可保育所に移行するという取り組みについては良いと思いますが、確実に大きくなっていく子どもたちがどうなっていくかと考えた時に、その受け皿になる幼稚園が今のままで支えきれぬのかというところがあると思います。皆様に自分の社会的な意義を大事にされたら良いと思いますが、自分の持ち味を生かしながら、いかに地域の核として全体の構成を変化させていくかという意識を持たないとなかなか課題解決にはつながっていきにくいと思います。自分たちの形の併用だけ

ではなっていないでしょう。個人の問題を超え、芦屋市の子どもたちがどれだけ豊かに育っていくか、その底上げをどのようにしていくかは、先生方皆さんが拠点事業としてという発想で考えていくべきだと思います。子どもたちが育ちにくくなってきているので、それを何とかすることを考えていく必要があると思います。芦屋ブランドをお願いします。

(有馬委員) 芦屋市の幼稚園はすばらしいと思います。本当に私立みたいという印象がありました。今は2年保育ですが、それを3年という話はでないのでしょうか。そうすれば、3歳児保育になるのではないかと思います。まずそれを変えてから、認定こども園のことを考えても遅くないのではないのでしょうか。

(伊田委員) 昭和32年頃から芦屋市の公立幼稚園では、先進的に2年保育で進めてきている中で、その後私立幼稚園で3年保育を行うという住み分けがされてきました。公立で3年保育をすとなれば、一方で施設的にそれがいける所もありますし、いけない所もありますので施設面も含めたトータルプランで考えていかなければなりません。3年保育の話とは逸れてしまいましたが、幼稚園の子育て施設への活用ということについても、今回議会でも出されました浜風幼稚園の活用についても、学校教育審議会を立ち上げて、単学級が続くということで廃園の検討を行うことを考えています。保育教育の実践面、園組織や運営面の観点から複数学級が望ましいということを考えております。現在は学校教育審議会の設置について、教育委員会において協議決定するための準備をしていくところです。ですから、適正規模や3年保育、施設面にしても市全体でどうなのかというところで考えてはいますが、具体的な方向までは立ち入っておりません。

(有馬委員) 2年保育から3年保育への検討の余地はありますか。それによって流れが全く変わってくると思います。3年保育であれば、幼稚園に預けるといいう方が多いと思います。

(伊田委員) 現時点では3年保育は考えておりません。

(有馬委員) それは子ども・子育て会議の中で提案してもよいのでしょうか。

(副委員長) 3年保育であれば、幼稚園に預けるといいうことはどういう意味合いでしょうか。

(有馬委員) その根拠は、今幼稚園と保育園のバランスが悪いということにあります。

(副委員長) それは論議が別になってしまいますので、待機児童の関係で保育所に入れなかった時に幼稚園に入れたいという理解でよろしいのでしょうか。

(有馬委員) 今、多様化しているので、そういった選択も良いのではないかと思います。

(津村委員) 根本的に幼稚園と保育園の違いは、例えば時間的な面、始まりと終わりに加えて三期休業日がございます。幼稚園は働く人のための施設にはなり得ません。例えば夏休み期間、幼稚園はお休みです。それならば、働いている人のお子さんは預かりましょうということが望ましいということですか。

(有馬委員) 働く人もいろいろな雇用形態があると思います。フルタイム、パートタイムなどあり、今の段階では働いている人が選択しにくくなっています。

(津村委員) 夏休み・冬休み・春休みの三期休業日がありますが、8月いっぱいまでは幼稚園はお休みです。働く時間でおっしゃることは分かりますが、1ヶ月半～2ヶ月その施設を預かりだけにすることは幼稚園としては事業として成り立ちません。そして、法律の施行によって参入する意志があるのかどうかということについて、これは基本的にないと思います。これは1つは、芦屋市の歴史を見ても公立幼稚園と私立幼稚園のそれぞれが役割を分けてきたということと、今後、幼稚園が担うべき部分、認定こども園が担うべき部分が分けられているというこ

とになると思います。今の発言で一番危惧されていることは、私立幼稚園です。公立幼稚園9園が3年保育と同等のことをするということは、私立幼稚園の存続は厳しいです。しかし、役割があると思います。したがって本市の中では公立幼稚園の3年保育化は考えていないと思います。

(金光委員) 公立・私立が担ってきたことはそれぞれお互いに共有しながらきたと思いますが、27年度に向けまして、芦屋市で預かり保育も始まりまして、その中で確かに時間的な問題もあってそれは認定こども園であるということがどのような住み分けになっていくかが分かっていません。先ほどもおっしゃっていただきましたが、預かり保育が始まったことで、公立幼稚園に来てくださる方が増えているのは事実です。その中でも公立幼稚園といたしましては、保護者とともにする活動を大切にしておりますし、送り迎えも含めて一緒に育てていきたいと思いますというので進めてきました。夏休みにおいても預かり保育をしており、活用されている方もいらっしゃいます。休み中に入りますと、働いてらっしゃる方が主になるが、と思います。これから先の話になりますが、27年度に向けて、認定こども園とどのように進んでいくのかということが芦屋市として、今まで公立幼稚園を求めてきた方がきちんといける場所を確保していきたいと思います。また、求める人が求めるところにいけるように考えていただきたいと思います。

(委員長) 前回の意見もあります。多様な働き方に対応できるということと、子どもが減っていき、税収も減っていく中で教育的な問題として費用対効果があり、私立は一人の子どもであったとしても先生方のお給料を含めてやっていただいていると思います。芦屋の地域性もあると思いますが、延長も当番で回したりと多少の無理をしながら運営をしています。公立の場合は教育委員会との連携をしながら、保障をしつつやっているということで、場所・空間の活用ということにおいても、そこは市民の税金で成り立っているということ踏まえて、子ども・子育て会議で考えていくということなので、おっしゃっているご意見は大変貴重なものですが、限られた財源で全ての子どもたちが同じ様な教育を受け、働き方もそれぞれの就労形態に応じるような地盤をどうしていくかということが、今度の子ども・子育て会議で課題になると思います。下手すると、共倒れになってしまうので、今あるものを大切にしつつ新しいものをどう構築していくかということで、急には無理ですが、子どもが減った中で芦屋で子育てをしたいという方を増やさなければなりません。もう1つは、乳児の0, 1, 2歳の育ちをどう保障するかという問題は、保護者の方がどのような働き方になろうとも、子育て中のお母さんのケアであり、子どもの発達保障で、そこは皆が考えなければならない課題です。その質的保障は、家庭的保育をやろうが、小規模保育ができようが、就学前児童を子ども・子育て会議で議論しておかないと、待機児童だけを解消しただけでは保育サービスだけになってしまうので、子ども目線を忘れないようにしなければならないということで、その議論は次の会議でも継続的にしたいと思います。その上でカリキュラムです。株式会社であろうが、その時代の子どもを育てなければならないということです。子ども・子育て会議の費用対効果の問題、人数の議論も始まっています。3歳になっても、その時には育っている中で大変さが出てきます。その時には質的な保証をしていかなければ、五月雨式な待機事業になってしまはいけません。ここで一旦振り返りますと、27年度までに認可外保育所の認可、小規模保育所を行うということと、認定こども園のことで新しい子育てで文部省も連携ということで小学校が中心になっており、中学校との連携の強

化も入ってくると思いますが、公私、幼保関係なく、就学前教育としての幼児教育の地盤をきっちり作っていかねばなりません。その中にここでは一応4つを保障しつつ、認定こども園も誘致していくというイメージではないかと思えます。そのことも皆さんでご確認いただければと思います。さらに、いろいろな働き方に対するものも同じ地域の中においていけばどうかということが資料1のイメージ図にきつとなっていていき、中身はどうなるのかといったことは実践も含めて議論していければと思います。今日の話はそういったこと前提として議論をしていきました。事務局何かございますか。

#### 【事務局より事務連絡】

- (委員長) 株式会社の参入の中で27年度までのことですが、保育をする方が誰でもいいということになっていきますと、緩やかになっていってしまいます。資格が云々と申しているわけではありませんが、やはり研修の必要性や中身は27年度までに見ていただかないと、保育ママがどんどん増えていくと、介護福祉士の国家資格の意味がなくなりヘルパーでいいというようになってしまった。保育士資格の国家資格の意味がなくなるとますます人員確保が難しくなっていくてしまうと思えますので、そこはぜひ調べていただけるとありがたいと思います。私からお願いです。
- (副委員長) 新しいシステム作りをどうするかということが一番大きなポイントとなっていることを忘れないでいたいと思います。
- (委員長) たくさんの貴重なご意見ありがとうございました。ご協力ありがとうございました。

<閉会>